

群馬県企業誘致推進補助金交付要綱

(通 則)

第1条 群馬県企業誘致推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この要綱は、群馬県ものづくり・新産業創出基本条例（平成13年群馬県条例第27号）の規定に基づき、県内に工場、物流施設、試験研究施設、データセンター、本社、本社工場若しくは開発工場（以下「工場等」という。）を新設又は増設する企業のうち、当該補助金の交付の対象となる者に対し補助金を交付することにより、本県における産業の高度化及び活性化並びに県民の雇用機会の拡大を図り、もって本県の経済の発展及び県民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 日本標準産業分類の大分類に掲げる製造業（以下「製造業」という。）の用に供する施設のうち、物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (2) 物流施設 日本標準産業分類の中分類に掲げる道路貨物運送業若しくは倉庫業、小分類に掲げるこん包業の用に供する施設又は大分類に掲げる卸売業の用に供する施設のうち、主として製品の流過程において、その価値を高める目的で加工を行う施設をいう。
- (3) 試験研究施設 製造業又は日本標準産業分類の小分類に掲げる自然科学研究所であって、事業での市場優位性を確保するため、基礎・応用技術の研究、製造技術の改良及び考案、新製品の開発、既存製品の改良を行う機能（以下「試験研究機能」という。）を有する施設をいう。
- (4) データセンター 日本標準産業分類の中分類に掲げる通信業又は情報サービス業の用に供する施設のうち、インターネット用のサーバやデータ通信などの装置を設置・運用することに特化し、保守・運用サービス等を提供する施設をいう。
- (5) 本社 意思決定を行う機能及び企業の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する機能（以下「本社機能」という。）を有する施設をいう。
- (6) 本社工場 本社機能を有する工場をいう。
- (7) 開発工場 試験研究機能を有する工場をいう。
- (8) 新設 新たに工場等を建築すること又は既設の建物を取得することをいう。
- (9) 増設 工場等の建物の建築面積を増加することをいう。

- (10) 補助事業者等 当該補助金の交付の対象となる者をいう。
- (11) 正社員 補助事業者等と雇用期間の定めがない雇用契約を結んだ従業員のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者であって、常勤している者をいう。
- (12) 非正規社員 正社員でない従業員であって、雇用保険法第6条各号に掲げる者以外の者をいう。
- (13) 研究員 正社員であり、かつ学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項に規定する修士若しくは博士の学位を有する者又はこれと同等程度と認められる専門的知識又は経験を有する者であって、研究開発業務に専ら従事する者をいう。
- (14) 新規雇用正社員 県内に住所を有する正社員のうち、第11条に規定する申請日において概ね3か月以上勤務している者をいう。
- (15) 新規雇用非正規社員 県内に住所を有する非正規社員のうち、第11条に規定する申請日において概ね3か月以上勤務している者をいう。
- (16) 休止 本補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）での事業を停止することをいう。
- (17) 廃止 補助対象施設での事業を廃止することをいう。

（交付の要件）

第4条 本補助金を交付するにあたっては、次の各号に掲げる補助対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を満たすことを要件とする。

(1) 工場（用地取得型）

- ア 県内において、新たに1,000㎡以上の土地を取得又は賃借（以下「取得等」という。）し、かつ、当該土地の上に建築面積500㎡以上の工場を新設又は増設すること。
- イ 土地の売買契約又は賃貸借契約（以下「売買契約等」という。）を締結した日から3年以内に操業を開始すること。
- ウ 別表第1に掲げる区分のうち、群馬県次世代産業振興戦略で推進する重点産業分野（次世代自動車産業、ロボット産業、医療・ヘルスケア産業、環境・新エネルギー産業）に資する施設であること。
- エ 当該工場の新設又は増設に伴い新たに取得した土地の売買契約額及び建物の建築に係る契約額（既設の建物を取得する場合は、その売買契約額）の合計が2億円以上であること。
- オ 当該工場で就業する新規雇用正社員を5名以上増員すること。
- カ 当該工場の土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。
- キ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。
- ク 当該工場の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ケ その他、知事が適当と認めたもの。

(2) 工場（現有地活用型）

- ア 県内において、補助事業者等が既に取得等している土地の上に、新たに建築面積 500㎡以上の工場を新設又は増設すること。
- イ 当該工場の建築工事着工日から3年以内に操業を開始すること。
- ウ 別表第1に掲げる区分のうち、群馬県次世代産業振興戦略で推進する重点産業分野（次世代自動車産業、ロボット産業、医療・ヘルスケア産業、環境・新エネルギー産業）に資する施設であること。
- エ 当該工場の建築に係る契約額が2億円以上であること。
- オ 当該工場で就業する新規雇用正社員を10名以上、又は新規雇用正社員5名以上、かつ、新規雇用非正規社員20名以上を増員すること。
- カ 当該工場の建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。
- キ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。
- ク 当該工場の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ケ その他、知事が適当と認めたもの。

(3) 物流施設（用地取得型）

- ア 県内において、新たに10,000㎡以上の土地を取得等し、かつ、当該土地の上に建築面積5,000㎡以上の物流施設を新設又は増設すること。
- イ 土地の売買契約等を締結した日から3年以内に操業を開始すること。
- ウ 当該物流施設の新設又は増設に伴い新たに取得した土地の売買契約額及び建物の建築に係る契約額（既設の建物を取得する場合は、その売買契約額）の合計が2億円以上であること。
- エ 当該施設で就業する新規雇用正社員を5名以上増員すること。
- オ 当該物流施設の土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。
- カ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。
- キ 当該物流施設の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ク その他、知事が適当と認めたもの。

(4) 物流施設（現有地活用型）

- ア 県内において、補助事業者等が既に取得等している土地の上に、新たに建築面積5,000㎡以上の物流施設を新設又は増設すること。
- イ 当該物流施設の建築工事着工日から3年以内に操業を開始すること。
- ウ 当該物流施設の建築に係る契約額が2億円以上であること。
- エ 当該物流施設で就業する新規雇用正社員を10名以上、又は新規雇用正社員5名以上、かつ、新規雇用非正規社員20名以上を増員すること。
- オ 当該物流施設の建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。
- カ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。
- キ 当該物流施設の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付

を受けていない又は受ける予定がないこと。

ク その他、知事が適当と認めたもの。

(5) 試験研究施設（用地取得型）

ア 県内において、新たに1,000㎡以上の土地を取得等し、かつ、当該土地の上に建築面積500㎡以上の試験研究施設を新設又は増設すること。

イ 土地の売買契約等を締結した日から3年以内に操業を開始すること。

ウ 当該試験研究施設の新設又は増設に伴い新たに取得した土地の売買契約額及び建物の建築に係る契約額（既設の建物を取得する場合は、その売買契約額）が2千万円以上であること。

エ 当該試験研究施設で就業する新規雇用正社員を5名以上増員すること。

オ 当該試験研究施設の土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。

カ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。

キ 当該試験研究施設の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

ク その他、知事が適当と認めたもの。

(6) 試験研究施設（現有地活用型）

ア 県内において、補助事業者等が既に取得等している土地の上に、新たに建築面積500㎡以上の試験研究施設を新設又は増設すること。

イ 当該試験研究施設の建築工事着工日から3年以内に操業を開始すること。

ウ 当該試験研究施設の建築に係る契約額が2千万円以上であること。

エ 当該試験研究施設で就業する新規雇用正社員を10名以上、又は新規雇用正社員5名以上、かつ、新規雇用非正規社員20名以上を増員すること。

オ 当該試験研究施設の建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。

カ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。

キ 当該試験研究施設の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

ク その他、知事が適当と認めたもの。

(7) データセンター（用地取得型）

ア 県内において、新たに1,000㎡以上の土地を取得等し、かつ、当該土地の上に建築面積500㎡以上のデータセンターを新設又は増設すること。

イ 土地の売買契約等を締結した日から3年以内に操業を開始すること。

ウ 当該データセンターの新設又は増設に伴い新たに取得した土地の売買契約額及び建物の建築に係る契約額（既設の建物を取得する場合は、その売買契約額）の合計が2億円以上であること。

エ 当該データセンターで就業する新規雇用正社員を5名以上増員すること。

オ 当該データセンターの土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。

- カ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。
- キ 当該データセンターの新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ク その他、知事が適当と認めたもの。

(8) データセンター（現有地活用型）

- ア 県内において、補助事業者等が既に取得等している土地の上に、新たに建築面積 500 m²以上のデータセンターを新設又は増設すること。
- イ 当該データセンターの建築工事着工日から3年以内に操業を開始すること。
- ウ 当該データセンターの建築に係る契約額が2億円以上であること。
- エ 当該データセンターで就業する新規雇用正社員を10名以上、又は新規雇用正社員5名以上、かつ、新規雇用非正規社員20名以上を増員すること。
- オ 当該データセンターの建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。
- カ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。
- キ 当該データセンターの新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ク その他、知事が適当と認めたもの。

(9) 本社（用地取得型）

- ア 県内において、新たに土地を取得等し、かつ、当該土地の上に建築面積500 m²以上の本社を新設すること。
- イ 土地の売買契約等を締結した日から3年以内に本社機能に移転し、本社登記を行うこと。
- ウ 別表第2に規定する業種の本社であること。
- エ 当該本社の新設又は増設に伴い新たに取得した土地の売買契約額及び建物の建築に係る契約額（既設の建物を取得する場合は、その売買契約額）が2千万円以上であること。
- オ 当該本社で就業する新規雇用正社員を5名以上増員すること。
- カ 当該本社の土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。
- キ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。
- ク 当該本社の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ケ その他、知事が適当と認めたもの。

(10) 本社（現有地活用型）

- ア 県内において、補助事業者等が既に取得等している土地の上に、新たに建築面積 500 m²以上の本社を新設又は増設すること。
- イ 当該本社の建築工事着工日から3年以内に本社機能に移転し、本社登記を完了すること。
- ウ 別表第2に規定する業種の本社であること。
- エ 当該本社の建築に係る契約額が2千万円以上であること。

- オ 当該本社で就業する新規雇用正社員を10名以上、又は新規雇用正社員5名以上、かつ、新規雇用非正規社員20名以上を増員すること。
- カ 当該本社の建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。
- キ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。
- ク 当該本社の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ケ その他、知事が適当と認めたもの。

(11) 本社工場（用地取得型）

- ア 県内において、新たに1,000㎡以上の土地を取得等し、かつ、当該土地の上に建築面積500㎡以上の本社工場を新設又は増設するとともに、その内部に本社機能を有する床面積500㎡以上の独立した空間を設けること。
- イ 土地の売買契約等を締結した日から3年以内に操業を開始し、かつ、本社機能を移転すること。
- ウ 別表第1に掲げる区分のうち、群馬県次世代産業振興戦略で推進する重点産業分野（次世代自動車産業、ロボット産業、医療・ヘルスケア産業、環境・新エネルギー産業）に資する施設であること。
- エ 当該本社工場の新設又は増設に伴い新たに取得した土地の売買契約額及び建物の建築に係る契約額（既設の建物を取得する場合は、その売買契約額）の合計が2億円以上であること。
- オ 当該本社工場で就業する新規雇用正社員を5名以上増員するとともに、本社機能に5名以上が常勤すること。
- カ 当該本社工場の土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。
- キ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。
- ク 当該本社工場の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ケ その他、知事が適当と認めたもの。

(12) 本社工場（現有地活用型）

- ア 県内において、補助事業者等が既に取得等している土地の上に、新たに建築面積500㎡以上の本社工場を新設又は増設するとともに、その内部に本社機能を有する床面積500㎡以上の独立した空間を設けること。
- イ 当該本社工場の建築工事着工日から3年以内に操業を開始し、かつ、本社機能を移転すること。
- ウ 別表第1に掲げる区分のうち、群馬県次世代産業振興戦略で推進する重点産業分野（次世代自動車産業、ロボット産業、医療・ヘルスケア産業、環境・新エネルギー産業）に資する施設であること。
- エ 当該本社工場の建築に係る契約額が2億円以上であること。
- オ 当該本社工場で就業する新規雇用正社員を10名以上、又は新規雇用正社員5名以上、かつ、新規雇用非正規社員20名以上を増員するとともに、本社機能に5名

以上が常勤すること。

カ 当該本社工場の建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。

キ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。

ク 当該本社工場の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

ケ その他、知事が適当と認めたもの。

(13) 開発工場（用地取得型）

ア 県内において、新たに1,000㎡以上の土地を取得等し、かつ、当該土地の上に建築面積500㎡以上の開発工場を新設又は増設するとともに、その内部に試験研究機能を有する床面積500㎡以上の独立した空間を設けること。

イ 土地の売買契約等を締結した日から3年以内に操業を開始すること。

ウ 別表第1に掲げる区分のうち、群馬県次世代産業振興戦略で推進する重点産業分野（次世代自動車産業、ロボット産業、医療・ヘルスケア産業、環境・新エネルギー産業）に資する施設であること。

エ 当該開発工場の新設又は増設に伴い新たに取得した土地の売買契約額及び建物の建築に係る契約額（既設の建物を取得する場合は、その売買契約額）の合計が2億円以上であること。

オ 当該開発工場で就業する新規雇用正社員を5名以上増員するとともに、試験研究機能に5名以上の研究員が常勤すること。

カ 当該開発工場の土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。

キ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。

ク 当該開発工場の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

ケ その他、知事が適当と認めたもの。

(14) 開発工場（現有地活用型）

ア 県内において、補助事業者等が既に取得等している土地の上に、新たに建築面積500㎡以上の開発工場を新設又は増設するとともに、その内部に試験研究機能を有する床面積500㎡以上の独立した空間を設けること。

イ 当該開発工場の建築工事着工日から3年以内に操業を開始すること。

ウ 別表第1に掲げる区分のうち、群馬県次世代産業振興戦略で推進する重点産業分野（次世代自動車産業、ロボット産業、医療・ヘルスケア産業、環境・新エネルギー産業）に資する施設であること。

エ 当該開発工場の建築に係る契約額が2億円以上であること。

オ 当該開発工場で就業する新規雇用正社員を10名以上、又は新規雇用正社員5名以上、かつ、新規雇用非正規社員20名以上を増員するとともに、試験研究機能に5名以上の研究員が常勤すること。

カ 当該開発工場の建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。

キ 既に県内に事務所又は事業所を設けている補助事業者等は、県税の滞納がないこと。

ク 当該開発工場の新設又は増設にあたり、県等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

ケ その他、知事が適当と認めたもの。

2 補助事業者等は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

（補助金の額及び限度額）

第5条 補助金の額は、補助事業者等が、補助対象施設の新設又は増設に当たり負担する土地及び建物に係る不動産取得税に相当する額とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の限度額は1億円とする。ただし、同一敷地内において、前条第1項で規定する工場及び本社を新設若しくは増設する場合、工場及び試験研究施設を新設若しくは増設する場合又は本社工場若しくは開発工場を新設若しくは増設する場合の限度額は2億円とする。

（補助事業者等の指定）

第6条 補助を受けようとする者は、原則として、工場等の建築工事着工日（既設の建物を取得する場合は、その売買契約締結日）の1月前までに、群馬県企業誘致推進補助金補助事業者等指定申請書（様式第1号）（以下「指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による指定申請書を提出する際には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第4条で規定する区分のうち、用地取得型での補助を受けようとする者は、土地の売買契約書（写）又は賃貸借契約書（写）
- (2) 第4条で規定する区分のうち、現用地活用型での補助を受けようとする者は、土地の登記事項証明書又は賃貸借契約書（写）
- (3) 建物の建設工事請負契約書（写）（既設の建物を取得する場合は、売買契約書（写））
- (4) 補助対象施設の平面図

(5) 直近2期の事業年度の事業報告書及び決算書

(6) その他、知事が必要と認める書類

- 3 知事は、第1項の指定申請書が提出された場合には、指定の適否を決定し、適当と認めるときは、群馬県企業誘致推進補助金補助事業者等指定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による指定を受けた補助事業者等は、補助事業の遂行において第4条第2項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- 5 第3項の指定は、条件を付してすることができる。

（計画の変更）

第7条 前条の規定による指定を受けた補助事業者等は、第11条に規定する交付申請をするまでの間に、既に提出した指定申請書の内容について変更（第4条に規定する交付の要件に影響しない軽微な事項を除く。）が生じたときは、速やかに群馬県企業誘致推進補助金補助事業者等指定申請書変更届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（指定の辞退）

第8条 補助事業者等は、第11条に規定する交付申請をするまでの間に、補助対象施設に係る計画の中止又は第4条に規定する交付の要件を欠くに至る変更が生じたときは、速やかに群馬県企業誘致推進補助金補助事業者等指定辞退届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（地位承継）

第9条 第6条に規定する指定申請書の提出後、第12条に規定する交付決定を行った日（以下「交付決定日」という。）から5年を経過する日までの間に、合併、分割、相続その他の理由により、補助事業者等の地位を承継した者は、承継した日から1月以内に、群馬県企業誘致推進補助金補助事業者等承継届出書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（操業開始）

第10条 補助事業者等は、補助対象施設での操業を開始したときは、操業開始日から1月以内に群馬県企業誘致推進補助金補助事業者等操業開始届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第11条 補助事業者等が、規則第4条第1項の規定により提出しなければならない交付申請書及び規則第11条の規定により提出しなければならない実績報告書は、様式第7

号のとおりとし、補助対象施設に係る土地又は建物に対し最も遅く課税される不動産取得税の納税日、当該工場、物流施設、試験研究施設若しくはデータセンターの操業開始の日、又は本社建物を新設の上、県外から本社機能を移転する場合は本社移転登記日のいずれか遅い日から6月以内に知事に提出しなければならない。

- 2 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。
- 3 規則第4条第2項第2号から第5号に掲げる事項に関する書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第6号に規定する知事の定める添付書類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 商業登記事項証明書
 - (2) 直近の事業年度の事業報告書及び決算書
 - (3) 土地及び建物の登記事項証明書
 - (4) 補助対象施設の位置図、平面図
 - (5) 不動産取得税の納税通知書(写)及び領収証書(写)
 - (6) 行政県税事務所長が発行する直近の事業年度の納税証明書(県内に事務所又は事業所を設けていない補助事業者等は、直近の事業年度の法人税又は所得税の納税証明書)
 - (7) 第4条に規定する各区分の交付の要件に該当する従業員の雇用保険被保険者証(写)及び当該従業員が在職することを証する書面
 - (8) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定通知)

第12条 規則第5条第3項の規定により交付する文書及び規則第7条第1項に規定する補助金の額の確定通知は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、前条に規定する群馬県企業誘致推進補助金交付決定兼確定通知書を受領後、群馬県企業誘致推進補助金交付請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業者等の責務)

第14条 補助事業者等は、交付決定日から5年を超えて補助対象施設での事業及び雇用を継続しなければならない。

- 2 補助事業者等は、交付決定日から5年間、各年10月1日時点の事業状況等について「群馬県企業誘致推進補助金補助事業者等状況報告書(様式第10号)」により知事へ報告しなければならない。ただし、県の訪問を受け、事業状況等の確認を受けた場合はこの限りでない。
- 3 補助事業者等は、補助対象施設での事業を休止し、若しくは廃止し、又は雇用調整を伴う事業規模の縮小をするときは、事前に、「群馬県企業誘致推進補助金対象施設休止(廃止)届出書(様式第11号)」を知事へ提出し、その指示を受けなければならない。

4 本補助金に係る帳簿及び証拠書類は、交付決定日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 規則第13条第1項のほか、補助金の交付を受けた補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、知事は補助金交付の決定を取り消し、期限を定めて、その償還を命ずることができる。

- (1) 交付決定日から5年以内に補助対象施設での事業を休止、廃止若しくは雇用調整を伴う事業規模の縮小又は県外へ本社移転をしたとき。
- (2) 操業開始後、国又は地方自治体が定める法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分を遵守していないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他、本要綱に違反したとき。

2 前項各号に該当し、補助金の交付決定の取消しを行う場合の補助金の返還額はその交付額の全額とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。なお、第4条第1号キ、同条第5号キ及び同条第7号キについては、平成23年3月31日までに指定を受けた補助事業者等には適用しない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。なお、改正後の要綱の規定中工場、試験研究施設及び本社建物に係る補助金に関する部分は、平成24年4月1日以後に着工する工場、試験研究施設及び本社建物に係る補助金について適用し、同日前に着工した工場、試験研究施設及び本社建物に係る補助金については、なお従前の例による。

また、平成24年3月31日までに指定を受けた補助事業者等についても、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の第15条の規定は、平成28年3月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、改正前の群馬県企業誘致推進補助金交付要綱第6条第1項の規定による指定申請書を提出した者及び群馬県企業誘致推進本部において県造成産業団地への進出企業として選定された者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月19日から施行する。
- 2 第5条第1項の補助金の額は、平成30年10月18日までに指定を受けた補助事業者等にあつては、なお従前の例による。

別表第1（第4条第1号、第2号、第11号から第14号まで関係）

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業

備考：業種区分は日本標準産業分類に掲げる業種をいう。

別表第2（第4条第9号及び第10号関係）

製造業（別表1に記載した業種に限る）、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、その他の技術サービス業（エンジニアリング事業を行うもの）、自然科学研究所、電気業、ガス業、熱供給業、通信業、インターネット付随サービス業

備考：業種区分は日本標準産業分類に掲げる業種をいう。